

事業報告書等は期限内に提出してください

派遣元事業主は、労働者派遣法第 23 条第 1 項他の規定により、労働者派遣事業報告書等を作成し、提出することとされています。

■提出の義務がある事業報告書等の種類と提出期限

平成 27 年 9 月 30 日の労働者派遣法の改正に伴い、労働者派遣事業報告書の提出期限、様式が変更され、提出の義務がある事業報告書等は3種類となりました。

※様式は、平成 28 年 7 月 25 日にも変更されています。

① 労働者派遣事業報告書（年度報告及び 6 月 1 日現在の状況報告）（様式第 11 号）

※事業所単位ごと、毎年6月2日～6月30日の間に正本 1 部、写し 2 部を提出してください。

ご注意ください！

<決算月>	<年度報告対象期間>	<6/1現在の状況報告>
平成 28 年 6 月～ 12 月	平成 28 年に決算期末がある決算期間	平成 29 年 6 月 1 日現在の状況
平成 29 年 1 月～ 5 月	平成 29 年に決算期末がある決算期間	平成 29 年 6 月 1 日現在の状況

（裏面参照）

※特定労働者派遣事業から許可制へ切り替えた事業所については、特定労働者派遣事業として（廃止年月日まで）の報告と、許可月以後の労働者派遣事業としての報告がそれぞれ必要になります。

※平成 28 年 6 月以降に新規許可を受けた事業所（特定労働者派遣事業から許可制への切り替えも含む）については、許可日から決算期間末日までが対象ですが、許可日以後の最初の 5 月 31 日までに決算期間末日が来ていない場合は、平成 29 年 6 月 1 日現在の状況報告（第 1 面、第 6 面、第 7 面）のみ記載となります。（用紙は第 1 面から第 7 面まで全て提出となります。）

② 労働者派遣事業収支決算書（様式第 12 号）

貸借対照表（写）及び損益計算書（写）を添付する場合は、6 欄及び 7 欄の記載は不要です。

※事業年度経過後3ヶ月以内に正本 1 部、写し 2 部を提出してください。

③ 関係派遣先派遣割合報告書（様式第 12 号-2）

※事業年度経過後3ヶ月以内に正本 1 部、写し 2 部を提出してください。

■派遣実績の有無を問わず、事業報告書等の提出は必要です

派遣番号（派 27-又は特 27-）を保持している間は、事業報告書等の提出義務があります。

また、派遣実績が無い場合でも報告する必要があります。

■労働者派遣事業を行わないことになった場合

派遣事業を行わなくなった場合は、「労働者派遣事業廃止届出書（様式第 8 号）」を提出して下さい。

問い合わせ先

大阪労働局 需給調整事業部 需給調整事業第一課

電話 06-4790-6303

平成29年6月2日から6月30日の間に提出する事業報告書(年度報告)(6月1日現在の状況報告)の提出内容

	I (年度報告)の報告対象期間 【決算日が末日の場合の例】	II (6月1日現在の状況報告)の報告対象年月日
6月決算	平成27年7月1日～平成28年6月30日	平成29年6月1日
7月決算	平成27年8月1日～平成28年7月31日	
8月決算	平成27年9月1日～平成28年8月31日	
9月決算	平成27年10月1日～平成28年9月30日	
10月決算	平成27年11月1日～平成28年10月31日	
11月決算	平成27年12月1日～平成28年11月30日	
12月決算	平成28年1月1日～平成28年12月31日	
1月決算	平成28年2月1日～平成29年1月31日	
2月決算	平成28年3月1日～平成29年2月28日	
3月決算	平成28年4月1日～平成29年3月31日	
4月決算	平成28年5月1日～平成29年4月30日	
5月決算	平成28年6月1日～平成29年5月31日	